

【参考】4月1日付けの組合員資格取得・喪失及び組合員種別変更時(一般⇒短期)の年金関係手続一覧表

3月31日まで	一般組合員						短期組合員	一般組合員
4月1日から	一般組合員	短期組合員					一般組合員	短期組合員
4月1日の任用形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>常勤職員</li> <li>暫定再任用フルタイム職員</li> <li>任期付フルタイム職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨時の任用職員</li> <li>暫定再任用短時間職員</li> <li>定年前再任用短時間勤務職員</li> <li>任期付短時間職員</li> <li>会計年度任用職員(短時間及びフルタイム12か月目まで)</li> </ul>				就業予定なし (任意継続組合員を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>常勤職員</li> <li>暫定再任用フルタイム職員</li> <li>任期付フルタイム職員</li> <li>会計年度任用職員(フルタイム13月目以降)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨時の任用職員</li> <li>暫定再任用短時間職員</li> <li>定年前再任用短時間勤務職員</li> <li>任期付短時間職員</li> <li>会計年度任用職員(短時間及びフルタイム12か月目まで)</li> </ul>
4月1日の勤務先	<p>① 神奈川県内の公立学校教職員</p> <p>② 他都道府県の公立学校教職員 ・国家公務員 ・地方公務員(①を除く)</p>	<p>① 神奈川県内の公立学校教職員</p> <p>② 他都道府県の公立学校教職員 ・国家公務員 ・地方公務員(①を除く)</p>	民間企業	私立学校教職員	週20時間未満の勤務	自営業	<p>① 神奈川県内の公立学校教職員</p> <p>② 他都道府県の公立学校教職員 ・国家公務員 ・地方公務員(①を除く)</p>	<p>① 神奈川県内の公立学校教職員</p> <p>② 他都道府県の公立学校教職員 ・国家公務員 ・地方公務員(①を除く)</p>
資格喪失 (3/31退職時)	S39.4.1以前生まれの方 提出書類なし	S39.4.1以前生まれの方 「就業予定調査・退職届書」 (II退職届書の記入は必要なし)	S39.4.1以前生まれの方 「就業予定調査・退職届書」	S39.4.2以降生まれの方 提出書類なし	S39.4.2以降生まれの方 「退職届書」		<p>① 様式9 公的年金制度加入期間等報告書</p> <p>② 様式10 年金受給権者再就職届書 (公務員老齢厚生年金または障害年金受給権者のみ)</p> <p>③ 勤務先に確認してください</p> <p>勤務先①②によって手続が異なります。</p>	<p>① 様式9 公的年金制度加入期間等報告書</p> <p>② 様式10 年金受給権者再就職届書 (公務員老齢厚生年金または障害年金受給権者のみ)</p>
提出書類	<p>①提出書類なし</p> <p>②勤務先に確認してください</p> <p>勤務先①②によって手続が異なります。</p>							
4月1日以降の年金	加入年金制度	公務員厚生年金	一般厚生年金	一般厚生年金	私立学校共済厚生年金	60歳未満のみ国民年金	公務員厚生年金	一般厚生年金
	実施機関	<p>①公立学校共済組合 神奈川支部</p> <p>②他支部・他共済組合等</p> <p>勤務先①②によって実施機関が異なります</p>	日本年金機構	日本年金機構	日本私立学校振興・共済事業団	日本年金機構	<p>①公立学校共済組合 神奈川支部</p> <p>②他支部・他共済組合等</p> <p>勤務先①②によって実施機関が異なります</p>	日本年金機構